

エステ、旅行会社が倒産！ お金は返ってくるの？！



事例 1

脱毛エステ店が倒産し、破産管財人から「エステ事業者には資産が無く、債権届け出期間も当面定めない」と通知が来た。エステ料金はクレジットカードで支払ったが、支払いは終わっていない。まだ全部のエステを受けていない。

事例 2

インターネットで格安旅行会社にクレジットカード翌月1回払いで海外旅行を申し込んだ。すでに銀行口座から引き落とされているが、テレビのニュースで旅行会社の倒産を知った。

アドバイス

- ◇脱毛エステ店、旅行会社とも事業を停止し、裁判所に破産手続きの申し立てを行いました。破産手続きでは破産管財人が事業者の財産を金銭に換えて債権者に配当します。
- ◇クレジットカードでの支払いについて、まだクレジットカード会社への支払いが終わっていない場合、支払停止の抗弁ができます。早急にクレジットカード会社に申し出をしましょう。
- ◇エステ店の未施術サービスについては、関連他事業者などが優遇措置を行う場合もあります。一定額の支払いを求める場合が多く、条件をよく検討しましょう。
- ◇旅行会社は一般社団法人日本旅行業協会の正会員で、弁済業務保証制度の対象となります。弁済を受けるためには、同協会に認証の申し出を行います。
- ◇今回の事例業者との契約内容、支払方法により配当金、弁済金、サービス提供の可否が異なります。破産手続きによる債権届、弁済業務保証制度による認証の申し出を行うために関係書類を保管しておきましょう。また、代金前払いの契約については、サービスが受けられない、商品が届かないなどのトラブルが発生しています。契約は慎重に検討する必要があります。
- ◇困ったとき、不安に思ったときは消費生活相談室にご相談ください。

困ったとき 不安に思ったときは 一人で悩まず まず電話！

小金井市消費生活相談室

☎042-384-4999 (直通)

消費者ホットライン☎188 (いやや！)